

クランツレ事件

[判決のポイント]

商標権者の出願行為が他人の標章を剽窃したものであるべきであり、かつ、不正の目的をもってされているから、出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることは商取引の秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものであって、単なる私益的な事情によるものとはいえないとして、商標法4条1項7号に違反するものであるとした事例。

[事件の表示、出典]

H18.1.26 知財高裁 平成 17 (行ケ) 10668 商標権 行政訴訟事件、最高裁 HP

[関連条文] 商4条1項7号

[キーワード] 出願の経緯、社会的妥当性、公序良俗

1. 事実関係

《原告》クランツレ・ジャパン株式会社 (代表者 A)

原告は、指定商品を「高圧洗浄機、作業服、ヘルメット」とする登録商標 (Kranzle 標章) の商標権者である。

《被告》イー, クランツレ (代表者 B)

被告は、ドイツ連邦共和国において、クランツレ製品 (ヨゼフ・クランツレ社が製造) に Kranzle 標章を付して販売している。

被告は、原告を被請求人とする商標登録無効審判の請求人である。審決では、商標法4条1項7号に違反し、本件商標の登録は無効とすべきものとされた。

《事情》

原告は、被告との間で販売代理店契約を締結し、Kranzle 標章を付したクランツレ製品を輸出販売していたが、銀行取引の停止処分を受けて信用状を開設できなくなった。

そこで、原告は、株式会社出石に対して、共同してクランツレ製品を販売するための新会社を設立することを提案した。

株式会社出石は、一度は原告の提案に合意したが、「被告が、多額の未払金がある原告に不満を持っており、原告との取引を停止する意向である」ことを知り、合意を破棄し、原告およびAを除外して日本クランツレ株式会社を設立した。

日本クランツレ社（株式会社出石および日本クランツレ株式会社）は、ドイツクランツレ社（被告およびヨゼフ・クランツレ社）の総代理店としてクランツレ製品の輸入販売に係る独占的権利を付与されていた。

Aは、合意が破棄された後に、個人名義で本件商標の登録出願をし、商標登録を受ける権利の承継人である原告が商標登録を受けた。

2．争点

争点1：本件出願行為の認定の誤り

争点2：本件商標の登録を受けることについての同意又は承諾の看過

争点3：本件商標の登録を受けることについての正当な理由

争点4：商標法4条1項7号の解釈の誤り

3．裁判所の判断（争点4について）

原告は、被告に無断で、被告の販売代理店であることを示す資料のみをもって、ドイツクランツレ社の同意又は承諾があるとして本件出願行為をし、本件商標の商標登録を受けたものであり、ドイツクランツレ社の Kranzle 標章を剽窃したものであるべきである。

そして、その目的は、本件商標の排他的効力により、日本での Kranzle 標章の使用の独占を図ることによって、日本クランツレ社によるクランツレ製品の輸入販売を阻止しようとしているのであるから、不正の目的をもって登録出願をしたことは明らかというべきである。

したがって、本件商標の登録出願の経緯には著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることは、商取引の秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものであって、到底容認し得ないものというべきであり、単なる私益的な事情によるものということはできない。

よって、本件商標の登録が商標法4条1項7号に違反してされたものであるとした審決の判断に誤りはない。

以上

（弁理士 津田 理）